

経支第418号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の出店の届出がありましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和8年6月19日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ガリバー松戸店  
松戸市稔台三丁目40番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等  
株式会社IDOM 代表取締役 羽鳥裕介  
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
  - ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等  
株式会社IDOM 代表取締役 羽鳥裕介  
東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
令和9年1月30日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
11,885平方メートル
- 5 駐車場の収容台数  
15台
- 6 駐輪場の収容台数  
なし
- 7 荷さばき施設の面積  
21平方メートル
- 8 廃棄物等の保管施設の容量  
1立方メートル
- 9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻は午前10時、閉店時刻は午後8時
- 10 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後8時30分まで

11 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

12 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

二 届出年月日

令和8年5月29日

三 届出及び添付書類の縦覧期間

令和8年6月19日から10月19日まで。

四 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、千葉県知事に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

1 意見書の提出期間

令和8年6月19日から10月19日まで。

2 意見書の提出先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話番号：043（223）2932

ファックス番号：043（227）4757